

保育施設のための 社会福祉施設・事業者総合補償制度は 保育施設の運営を9つの補償で支えます。



この制度は大阪府社会福祉協議会(大阪府社協)の会員様を加入対象としています。地域に密着した事故サービス体制も充実しており、スムーズな事故処理が可能です。また、保育施設におけるさまざまなニーズに合わせて、9つの補償制度を自由に組み合わせる事ができます。保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度のメリットを知っていただき、保育施設の運営にお役立てください。

目次

保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度の特長	… P.2
自由に組み合わせできる9つの補償制度	… P.3~4

賠償責任

① 保育施設賠償責任補償制度	… P.5~6
② エレベーター賠償責任補償制度	… P.6

見舞金等

③ 保育施設事故見舞金制度	… P.7
④ 「民間保育園の子育て支援事業」 参加者傷害補償制度	… P.8
⑤ 従業員等の不誠実行為損害補償制度	… P.9

役職員のケガ

⑥ 施設職員労災上乗せ補償制度	… P.10~12
⑦ 使用者賠償責任補償制度	… P.10~12
⑧ 非常勤職員災害補償制度	… P.13
⑨ 理事長・施設長災害補償制度	… P.14

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合	… P.15~27
重要事項のご説明	… P.28~42
事故が起こった場合	… P.43
ご加入手続について	… P.44
加入申込票ご記入例	… P.45~46